

運転免許証を返納した高齢者のバス運賃割引制度が始まりました

運 転免許証を自主返納した 65 歳以上の人は、バス降車時に免許返納者割引乗車証を提示することで割引適用路線のバス運賃（高速バスは除く）が 5 割引されます。免許返納者割引乗車証は、荒尾市内の路線だけでなく熊本県全域の路線に適用されますので、運転免許証の返納を検討している人はぜひご利用ください。

●対象者

運転免許証を自主返納した県内在住の 65 歳以上の人で、産交バスが発行する「免許返納者割引乗車証」を取得した人。

●手続場所

産交バス（株）玉名営業所
（営業時間…午前 8 時 45 分～午後 6 時 ※土・日・祝日は午後 5 時まで） ※市役所内では手続きできません。

●必要なもの

①公安委員会が発行する「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」

②証明写真 1 枚（縦 3cm × 横 2.5cm）

●割引制度が適用されるバス・電車の事業者

産交バス、九州産交バス、熊本電鉄、熊本市交通局、熊本バス、熊本都市バス

●その他

- ・割引後の運賃に生じた 10 円未満の端数は切り上げます。
- ・定期券や身体・精神障がい者割引など、他の割引との重複割引は適用できません。
- ・荒尾市内を走行する路線バスを利用している人で、荒尾市福祉乗車証を持っている人については、どちらか安価な運賃が適用されます。

☎産交バス（株）玉名営業所 ☎ 57-0100
市政策企画課 ☎ 63-1273



運転免許証の返納と 運転経歴証明書の取得は どこで？ どうやって？

警察署や免許センターで、運転免許証の自主返納手続を行うことができます。また、運転免許証を自主返納した人は、運転免許証の代わりに「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。

※詳しい手続については警察署または免許センターにお問い合わせください。

☎荒尾警察署 ☎ 68-5110
熊本県免許センター
☎ 096-233-0110

季節のお便りに、ふるさと情報紙を送ってみませんか

荒 尾産炭地域振興センターでは、全国の荒尾出身の皆さん向けに、地元ホットな話題やイベント情報などを満載した、ふるさと情報紙「TO～U (You)」を発行しています。

全国各地のご親族・ご友人へ、季節のお便りとして、この「TO～U (You)」を送ってみてはいかがでしょうか。

費用は全て無料で、事務局から直接ご希望のところへお届けします。詳しくはお問い合わせください。

☎（財）荒尾産炭地域振興センター事務局
（政策企画課内）☎ 63-1274

▶今回の表紙は辛亥革命 100 周年を記念して、宮崎滔天と孫文の写真。中では住みよいまち・荒尾の魅力を紹介しています。



市営住宅空家補充入居所待機者を募集します

補充入居待機者の募集とは

申込者について抽選を行って入居順位を決め登録し、市営住宅に空き家が生じたとき、実態調査のうえ適正と認められる人について、この入居順位に従って空き家を紹介していくものです。直ちに入居できるものではありません。

●**募集住宅** 中央区団地・北五反田団地・新岡団地・桜山団地・八幡台団地

●**間取り** 住宅によって異なります。

●**家賃** 入居者の収入に応じて決まります。

●入居資格

- ① 国税・地方税を滞納していない人
 - ② 入居しようとする家族全員の収入が申し込み収入基準の範囲内にある人
 - ③ 現に、住宅に困窮していることが明らかである人
 - ④ 荒尾市内に在住し、収入がある人で、弁済の資力を有する人（厚生年金・国民年金受給者を含む）を連帯保証人にできる人
 - ⑤ 申込者および同居者が暴力団員でないこと
- ※平成22年度空家補充(平成22年6月23日抽選)で待機中の皆さんも申し込みができます。

●入居の申込収入基準

- ・一般階層 月額所得15万8千円以下
[標準世帯(親子4人家族)の場合 世帯の年収447万1999円以下]
- ・裁量階層(就学前児童・障がい者・高齢者世帯)
月額所得21万4000円以下
[標準世帯(同)の場合 世帯の年収531万1999円以下]

●入居説明会および申込用紙配布

- ・日時 6月15日(水) 午前10時～(受付は午前9時30分～)
- ・場所 文化センター 小ホール

●申込受付期間・場所

- ・日時 6月20日(月)～24日(金) 午前9時～午後5時
- ・場所 荒尾市役所 2階 建築住宅課

●入居順位抽選会

- ・日時 6月30日(木) 午前10時～(受付は午前9時30分～)
- ・場所 文化センター 小ホール

※詳しくはお問い合わせください。

☎建築住宅課 ☎63-1491

「協働のまちづくり推進条例(仮称)」の制定に向けた市民検討委員を募集します

荒尾市では平成15年度に「協働のまちづくり推進指針」を制定し、地域の連帯感の薄れや自治活動の衰退などの課題解決を行おうと、指針のモデル事業として地域元気づくり事業を実施し、地域課題の解決に取り組んできました。

しかし、今後さらに広がる少子高齢化社会において、地域福祉などを含めた課題は地域全体で取り組むことが必要です。

そこで、市民と行政の協働のまちづくりの第2ステップとして、市民の皆さんからのご意見を取り込み、「協働のまちづくり推進条例(仮称)」を策定します。これにより今後ますますまちづくり活動が行いやすくなり、地域の連携・協力がさらに深まっていくと考えられます。



●主な役割

条例の内容、条文に関する事をワークショップ形式にて検討を行って頂き、より多くの市民の方の意見を取り入れた条例づくりを行います。

●委員数

若干名(応募多数の場合は書類選考を行います)

●応募資格

- ・荒尾市内在住の20歳以上の人
- ・ボランティアとして参加していただける人

●受付期間

5月2日(月)～31日(火)

●会議の回数

平成23年6月1日～平成24年1月下旬の間に7回(予定)の検討会を実施。

●応募方法

履歴書(形式任意)1通と応募の動機や今後の地域のあり方について考えることを原稿用紙2枚程度にまとめたものをくらしいき課市民応援係へご持参いただくか、郵送にて提出してください。

☎〒864-8686 (住所不要)

荒尾市役所くらしいき課 ☎63-1395